

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び範囲

ふるさと創造部、総務部の所管に属する平成30年4月1日から9月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査実施の期間

平成30年11月2日から12月10日まで
(委員監査：平成30年11月28日)

3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、平成30年11月28日に職員から説明を聴取した。

4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

5 監査の着眼点

業務委託、工事請負等の入札及び契約、補助金について、部門ごとに抽出したその関係書類の提示を求め執行内容の確認を行った。

6 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業についてはおおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。

しかしながら、財務会計処理及び事務処理の一部において軽微な誤りが見受けられ、それぞれの監査の中で注意を促したところである。監査の概要は後述するとおりであり、厳しい財政状況のもと、各部門とも多岐にわたる事務事業に職員一丸となって全力で取り組まれているところであるが、業務量の増加等による職員の健康面と事務執行の効率化に配慮されたい。

また、今後とも、市民生活の更なる向上及び市政発展のため、計画的な事業

推進を図るとともに、引き続き徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化と効率的な行財政運営を推進されたい。

なお、各課共通の指摘事項及び各課における監査結果は次のとおりであるが、『各課共通の指摘事項』及び各課における監査結果の『指摘事項』に対して、必要な措置を講ずるとともに、その措置内容を監査委員まで報告して頂きたい。そして、この報告書に記載を省略した監査当日の監査委員からの口頭意見、事務局職員の事前確認事項にも留意し適正な事務の執行に努められたい。

7 措置内容の報告期限

平成30年12月21日（金）

《 各課共通の指摘事項 》

1 財務処理全般について

今回、監査した部局において、支払方法が委託業務施行伺書で決裁した内容と契約書との相違、支出負担行為書の債権者の記載漏れ、委託業務施行伺書の仕様書等で2重線による取消しを行い訂正印で処理すべきところを、砂消し等による訂正印によらない日付等の修正や契約書における一部記載漏れ・割印漏れ等の不備が散見され、全庁的な問題として、基本的な事務処理に係る知識が不足している印象を受けた。

職員の能力向上のため、基本的な事務処理や契約手続きに関する研修や、上位者からの十分な指導が必要ではないかと考えられる。

また、不備のある書類が訂正処理されないまま、数多くの担当職員の決裁処理が行われていることは、正当な注意が払われていない証と言わざるを得ず、十分注意して頂きたい。

2 公共施設に係る収納額の網羅性について

ふるさと創造課の監査時に地域交流センター利用料の収納額について、センター職員が領収書控えと照合し確認しているとの説明を受けた。

地域交流センターを含めた公共施設の予約は、「加西市公共予約システム」で管理しており、そのシステムから施設使用申請書・施設使用許可証・請求書を出力することができるが、一部の施設では領収書控えに連続番号が付されておらず、収納額の網羅性が十分確認できていないので、全庁的に公共施設の予約に係る統一的な書類管理の運用を検討して頂きたい。

3 準公金の取扱について

市政運営上の必要性からか、準公金と称して市の担当部署で出納管理を行っているものが数多く見受けられるが、管理上のリスクを市当局が負うこととなるとともに、市の職員の業務量の増加ともなることから、現状のように

市の担当部局で管理しなければならないものか否か、精査し再検討していただきたい。

原則的には、各団体自体で管理することが望ましく、可能なものについては、早急に当該団体での管理に移行すべきであり、そのような措置ができないならば、市の会計に中で取り扱うことが適当ではないかと考える。

なお、やむを得ず準公金として市職員が管理せざるを得ないものについては、準公金の取扱に係る基準・要綱を制定・整備したうえで、適切な運営を図って頂きたい。

《 各課における監査結果 》

< ふるさと創造部 >

(秘書課)

1 業務の概要

秘書課は、市長及び副市長の秘書に関すること、式典・表彰、請願・陳情等、特別顧問・特別参与の委嘱、平和事業、姉妹都市交流事業等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、秘書業務、都市親善費、広報広聴管理費などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(人口増政策課)

1 業務の概要

人口増政策課は、総合政策・行政改革、人口増対策事業、行財政改革プラン、公共交通対策事業の推進、北条高校活性化協議会支援事業等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、企画調整費、公共交通政策事業、交流のまちづくり促進事業、鉄道経営対策事業基金積立金などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

北条高校活性化関連事業において、北条高校アフタースクールゼミ事業等で学力向上に努めているが、協議会に対する補助金・負担金の支出に対する効果が不透明である。当該事業は官民で協力して行っている事業であるため、実施にあたっては効果的な事業となるよう努められたい。

(ふるさと創造課)

1 業務の概要

ふるさと創造課は、ふるさと創造会議、地域おこし協力隊制度、消費者行政、市民相談、市民参画の推進、男女共同参画の推進、多文化共生の推進、地域交流センターの管理運営、若者応援事業、出逢いサポートセンター、成人式の開催等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、自治組織費、市民参画推進事業、地域交流センター事業、ふるさと創造事業、若者応援事業、音楽・芸術のまち はりまプロジェクト（広域連携）、成人式運営費、消費者行政事業、市民相談事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

地域交流センター使用料について、加西市財務規則第 39 条では、「直接収納した収納金を現金払込書により即日又は翌日中に金融機関に払い込まなければならない。ただし、収納金額が少額のもので毎日払い込むことが不相当と認められる場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、収納した金額が 5,000 円に達するまでは、この限りではない。」と規定されているが、現状、毎月 10 日、20 日、月末を目途に入金している。当該センター使用料で、5,000 円以上現金を保管する場合も想定されるが、財務規則とは異なる運用になっているので、早期入金することが望ましい。

(人権推進課)

1 業務の概要

人権推進課は、人権啓発・教育、人権擁護委員、人権教育協議会、人権関係団体との連携、住宅改修等資金償還等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、人権推進事業、住宅改修等資金償還などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

住宅改修資金の償還状況について、滞納者 4 名のうち、3 名は少額ながら分納中であり、残り 1 名は市内に住居はあるが居住実態が無く所在不明との説明をうけた。未収金の収納事務については、厳しい経済情勢の中で、様々な要因によりその回収に大変苦慮されていることは十分理解するところであるが、自主財源の確保と負担の公平性の原則に基づき、徴収の確保に目的意識を持って、より一層努められたい。

(文化・観光・スポーツ課)

1 業務の概要

文化・観光・スポーツ課は、芸術文化関係として、加西市文化祭、文化団体育成事業、体育活動推進事業、体育大会、体育施設の管理等に関する事務を担当している。ふるさと振興・観光関係として、物産展等への出店、物産品の情報発信・PR 事業、義士親善友好都市交流会議（忠臣蔵サミット）、観光団体への助成等、観光事業の推進、観光 PR 及び案内、観光イベント等の開催、加西市観光研究会の開催、加西市滞在型観光バスツアー助成金制度、団体事務局（加西市歴史街道ボランティアガイド等）、まちづくり事業等に関する事務を担当している。播磨国風土記関連事業として、広報 PR 事業、加西・学び&遊び体験事業、加西めぐり体験事業、加西能等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、市民会館管理運営費、観光事業、芸術文化振興事業、保健体育管理費、体育活動推進事業、体育施設管理費などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

観光まちづくり協会の組織強化として、来年度から3年間に渡り、地方創生交付金事業の活用、協会の法人化、事務所の鶉野飛行場関係施設への移転、観光業務に精通したプロパー職員等の採用、多岐に渡るイベント事業の取捨選択などの改善策を講じたいとの説明を受けた。しかし、現状の市と観光まちづくり協会の関係を見ると、双方が別々に管理すべき契約書等の関係書類が同じファイルに綴られているなど、書類で確認する限り、明確に事務が分担出来ている状況では無かった。今後、協会の組織強化を行う上で、より具体的な改善計画を策定し、協会が自立した団体になるよう努められたい。

< 総務部 >

(総務課)

1 業務の概要

総務課は、公印管理、議会の招集、専決、例規、告示、印刷業務にかかる印刷枚数管理、統計、情報公開、個人情報保護制度、行政不服審査制度、郵便、職員管理（採用・退職等）、職員健康管理、職員研修等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、行政管理費、人事管理費、研修費、統計業務費などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(情報政策課)

1 業務の概要

情報政策課は、行政情報化の推進、情報システムの最適化、ネットワークの管理、ホームページ等の管理等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、電算処理費、地域情報化推進事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(危機管理課)

1 業務の概要

危機管理課は、防災対策、国民保護、交通安全対策、防犯対策、消防団等の管理等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、災害対策費、交通安全対策管理業務、防犯対策事業、常備消防費、消防団運営費、防災基盤整備事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

各課共通の指摘事項についても記載したが、契約書で2重線による取消しを行い訂正印で処理すべきところを、砂消し等による訂正印によらない日付等の修正、契約書の契約期間終了年の間違い等が散見された。今後は、十分に注意して事務を執行して頂きたい。

(財政課)

1 業務の概要

財政課は、予算編成、予算執行計画・執行状況調整、起債計画、交付税算定、決算統計・健全化判断比率等調査、その他財政報告、行財政改革プラン、公会計、指定管理の総括に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、繰入金、財産管理費、病院事業会計補助金、水道事業会計補助金、コミュニティ・プラント整備事業企業会計繰出金、農業集落排水事業企業会計繰出金、下水道事業企業会計繰出金、元金、利子、起債申請、借入及び償還に伴う事務費、財政調整基金積立金、ふるさと創生基金積立金、減債基金積立金、予備費などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(管財課)

1 業務の概要

管財課は、行政財産の使用許可、普通財産の管理及び処分、公有財産運用委員会、庁舎の設備の維持管理及び営繕、庁舎自動車の総括管理、入札参加資格審査申請、建設工事の入札、入札参加者審査委員会、物品の購入、修理及び処分、物品調達基金の運用、基金の総括管理、印刷の入札、庁舎内の営繕業務等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、使用料及び手数料収入、財産収入、市債、財産管理費などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

管財課は、契約関係を主管する課であるが、当課が委託する業者との契約書の一部に記載漏れ等の不備が散見されたので、今後は、他課の模範となる事務処理の励行に努められたい。

(税務課)

1 業務の概要

税務課は、固定資産税担当、課税担当、収税担当で構成されており、市税の賦課徴収の全般にわたる事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務のうち、市税、国民健康保険税の収納状況、徴税費の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されていると認められた。

3 指摘事項

市税をはじめとする各種未収金の収納事務については、厳しい経済情勢の中で、様々な要因によりその回収に大変苦慮されていることは十分理解するところであるが、自主財源の確保と負担の公平性の原則に基づき、徴収の確保に目的意識を持って、より一層努められたい。